

05. 01

審査官の担当の指定及び変更

1. 各特許出願につき、その審査を担当すべき審査官は、審査第一部長、審査第二部長、審査第三部長又は審査第四部長がそれぞれの主管するところに応じてこれを指定する。なお、必要がある場合は、前記各部長が互いに協議してこれを指定する。
2. しかし、通常の場合は、事務能率上、主管審査長が主管部長の指示により各分類記号につき担当官を端末で指定する。
3. 特別の理由により、通常の指定による分担が不適當と認められる特許出願については、主管審査長は、主管部長の指示によりその分担を変更することができる。
4. 審査官、審査官補の人事異動（昇任、退職、配置換えその他）、機構改革、分類改正などの理由により、所定の担当を変更する必要があるときは、主管審査長は、主管部長の指示により新担当官を端末で指定する。

05. 02

他の技術単位案件の審査

1. 審査長・室長は、業務量や処理の進捗上必要と認められるときは、関係審査長・室長と協議の上、主管部長の指示により、他の技術単位が所管する案件をその技術分野に精通している審査官（スマート審査官¹）に審査させることができる。
2. 上記審査によって処理される案件の進捗は、当該案件を所管する技術単位の管理職が管理するとともに品質管理も当該技術単位の下で行われる。
3. 出願人への連絡先の表示は以下の要領で行う。

所属は、同一審査長単位内で他の技術単位の案件を処理する場合は審査長単位名まで記載し、同一部内で他の審査長単位に属する技術単位の案件を処理する場合は部名まで記載する。

連絡先電話番号等は、上記審査によって処理される案件を所管する技術単位の代表番号を記載し、当該技術単位の管理職は、出願人等からスマート審査官の案件に問い合わせがあった場合に、円滑に対応できるようにしておく。

¹ 複数技術単位担当審査官：SMART(Skillful in Multiple ARTs)examiner

05. 03

審査に差し戻された事件の審査官の指定

拒絶査定不服審判において、「原査定を取り消し、更に審査に付す。」旨の審決があり、審査に差し戻された事件については、通常の特許出願の審査の場合と同様に当該分類の担当官に審査させるものとする。

なお、この場合、担当審査官が原査定をした審査官であっても、除外されることはない（[特 48 条](#)参照）。

05. 04

前置審査における審査官の指定

前置審査に付すべき審判請求については、特許庁長官は、審査官にその請求を審査させなければならない（[特 162 条](#)）。

その場合は、当該請求に係る特許出願の発明の属する産業分野の審査を所掌する審査長に仮包袋を送付し、当該審査長は、原則として原査定をした審査官又は当該査定に関し審査官を補佐した審査官補を担当官として指定する。ただし、当該担当官が当該請求を審査することができないときは、審査長が主管部長の指示により適当と認める担当官を指定する。

05. 05

特許出願の接受、分担の変更**1. 特許出願の接受**

担当官は、出願審査の請求があった特許出願の書類を受け取った場合、特許出願の内容を調べ、特許出願に係る発明が自己の担当する分類項目に属するものであるか否かを判断する。そして、自己の担当する分類項目に属しない場合には、新担当官に確実に引き継ぐ。新担当官は、速やかに端末で個別分担変更の手続を行う。

2. 指定分類の変更に伴う分担の変更

出願審査の請求があった特許出願を接受した後、指定分類の誤りを発見した場合、又は審査中に特許請求の範囲、その他の記載事項に補正があった結果、指定分類が不適当となった場合に、指定分類の変更が生ずる。指定分類の変更には、多くの場合分担変更を伴う。

新担当官は、端末で個別分担変更の手続を行う。